

## 暴力の種類

ドメスティック・バイオレンスを受けている状態は、パワーによってコントロールされている状態と言われています。例えば、身体的暴力により痛めつけ、恐怖心を与え、そして「実家に帰るな」「友達と連絡をとるな」と外部とのつながりを遮断し孤立させ、十分な生活費を渡さず、性的暴力をふるう。そして、子どもを虐待し、逃げようとする「一生つきまといやる」「殺してやる」と脅す。暴力は、多くの場合、このように重複してふるわれ、被害者をコントロールしていきます。

暴力や言葉により傷つけられ、加害者に心理的にコントロールされた被害者は、逃げることもできなくなります。

### 精神的暴力

「誰のおかげで飯が食えるんだ」  
「役立たず」「能なし」といった  
暴言を浴びせる  
話しかけても無視する  
大切にしている物を壊す、捨てる  
交友関係などを監視し、規制する  
子どもに危害を加えると脅す  
他人の前で侮辱する など

### 身体的暴力

なぐる  
ける  
物を投げつける  
首を絞める  
刃物などをふりかざして脅す  
たばこの火を押しつける  
熱湯をかける など

### 性的暴力

望まない性的行為を  
強要する  
避妊に協力しない  
見たくないポルノや  
雑誌を見せる など

### 経済的暴力

生活費を負担しない  
外で働き収入を  
得ることを妨げる  
お金を取り上げる  
借金を重ねる など



3

## 逃げ出せないのは なぜ？

さまざまな要因により被害者は身動きがとれなくなっています。

### 恐怖感・無力感

繰り返し行われる「脅し」や「暴力」への不安や緊張、恐怖から、無力感に支配され、また、自分自身を守るために感情を鈍化させ、すべてに「受身」になります。そして次第に逃げる気力を失ってしまいます。

### 複雑な心理

「暴力をふるうのは私を愛しているから」「いつかきっと変わってくれる」という「希望」を持ったり、「お前が悪いんだ」と言われ続け、暴力をふるわれ続けるうちに「私にも悪いところがあったから」と思い込まされ、被害者であることを自覚することが困難になることもあります。

### 経済的問題

配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げるができないことがあります。さらに、この不安定な雇用情勢では、再就職も厳しいものになっています。

### 社会通念や周囲の意識

「子どもをひとり親にするのはかわいそう」などといった社会通念や、「女性は家庭にいるべき」「妻は夫に従うべき」といった性別による固定的な役割分担意識があります。

### 子どもの問題

子どもの安全・就学の問題が気にかかり、逃げることに踏み切れないこともあります。

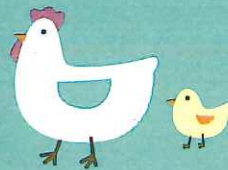
### 失うもの

配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きく、躊躇してしまいます。



# 9

身内の方や友人、  
ご近所のみなさんへ



衆議院総務委員会 配布資料③

2020年5月21日

日本共産党 本村伸子

## 暴力を見聞きしたとき

これまで日本では、家庭内の争いことは「身内の恥」という意識が働き、なかなか外に向かって助けを求めにくい状況がありました。また、身体に暴力の痕跡を目にしても、「転んだ」と本人が説明すれば、それ以上立ち入ることは失礼なことという風潮がありました。しかし、いくら家庭内の問題であっても、暴力は許されない行為です。

配偶者暴力防止法第6条第1項では、「配偶者からの暴力(身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見したときは、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければならない」と規定されています。身体に対する暴力以外の暴力についても、裏面の相談機関への相談を勧めてあげてください。

## 相談を受けたとき

まず、「あなたは悪くない」と伝えてください。誰かにドメスティック・バイオレンスについて相談するということは、とても勇気のいる行動です。話を否定せず、受け止めてあげるだけでも、被害者を力づけることになります。もちろん、聞いた話を第三者に話してはいけません。

「相手の言い分も聞いてみないと…」とか、「殴るからにはそれなりの理由が…」という言葉や態度は、せっかく勇気を出し、声を出した被害者を傷つけることとなりますので、絶対に責めることはせず、裏面の相談機関などの情報を伝えてあげてください。

### 相談を受けたときの注意

「家を出るべき」などと指示、強制しない。

「子どもの幸せも考えて」などと意見を押しつけない。

「あなたにも問題がある」などと非難、批判しない。

## 被害者の居場所を尋ねられたとき

加害者から、被害者の居場所をつきとめるための協力を求められた場合、どんなに加害者が冷静にみえても、決して心当たりの場所を知らせたりしないでください。

(出典：岐阜県・DV防止啓発冊子「ひとりで悩まないで」、黄緑線は事務所加筆)

119

## ドメスティック・ バイオレンスを なくすために



衆議院総務委員会 配布資料④

2020年5月21日

日本共産党 本村伸子

ドメスティック・バイオレンスは決して「他人事」ではありません。いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題なのです。

経済力の格差や社会的地位の差などの社会構造、夫が妻に暴力をふるうことについて寛容な考え方、お互いを対等なパートナーと見ない女性差別や男性差別の意識など、ドメスティック・バイオレンスの背景にある問題は、社会全体で取り組み、解決していかなければなりません。

また、子どもが成長する過程で、暴力的でない考え方や問題解決の方法を身に付けさせることも、加害者を生み出さないという点で重要となってきます。

ドメスティック・バイオレンスをなくすためには、私たち一人ひとりが、いかなる暴力も犯罪であるという認識を持ち、被害を受け、苦しんでいる人たちが、「声をあげやすい社会」づくりをすることが重要です。



配偶者等からの暴力で悩んでいる方のために  
下記のような相談窓口があります。  
ひとりで悩まずに、まず、相談してみましょう。

**緊急の場合は110番してください**

配偶者暴力相談支援センター

TEL 058-274-7377

岐阜県警察ストーリー相談110番

☎ 0120-794-310

最寄りの警察署(生活安全課)

(切り取り線)

(出典：岐阜県・DV防止啓発冊子「ひとりで悩まないで」、黄緑線は事務所加筆)



# あなたが相談を受けたら

DV、デートDVに悩んでいる人がいたら、その人の話をありのままに受け入れてください。そして「あなたは悪くない」と声をかけてください。そのことが、その人の力となります。

## DV、デートDVされている人から 相談を受けたら



- 「あなたも悪かったのではないか」、「別れなさい」などとは言わないで、その人の話をありのままに受け入れて、その人の考え方や気持ちをじっくり聞いてください。
- 「どうして暴力を止めなかったの、逃げなかったの」などとも言わないでください。離れることが難しいのがDVであり、デートDVなのです。
- 「あなたは悪くない」と何度も言ってください。
- その人が自分で考えて自分の行動を決めることができるまで支えてください。その人が自分で決めたことでない限りうまくいきません。
- DVの相談窓口につながるように、最後のページの相談先を伝えてください。

